

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成 19 年 4 月 24 日

釜石地方振興局長 海 野 伸

- 1 随意契約に係る物品（特定役務）の名称及び数量 さけ稚魚 31,274,000 尾
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等（部局等）の名称及び所在地 釜石地方振興局水産部 岩手県釜石市新町 6 番 50 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成 19 年 2 月 27 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地並びに随意契約の相手方ごとの契約数量及び契約金額

名 称	所在地	契約数量	契約金額
大槌町漁業協同組合	上閉伊郡大槌町安渡三丁目 11 番 6 号	12,555,000 尾	18,832,500 円
釜石東部漁業協同組合	釜石市箱崎町第 7 地割 61 番地 2	5,555,000 尾	8,332,500 円
釜石湾漁業協同組合	釜石市大字平田第 3 地割 46 番地	2,283,000 尾	3,424,500 円
唐丹町漁業協同組合	釜石市唐丹町字小白浜 533 番地	10,881,000 尾	16,321,500 円

- 5 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 1 号に該当